# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 南巨摩郡　南部町　楮根地内 | 地区名 | 楮根（かぞね） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

## (1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、南巨摩郡南部町楮根を流れる一級河川田中川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている国道などが含まれる防災上重要な流域である。

近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

保全対象　人家20戸、国道400m、林道200m

土砂整備率　（現況）7%＜70%　※

災害実績　無

重要公共施設　有　（第一次緊急輸送道路　国道52号）

（峡南広域行政組合消防本部 中部消防署南分署）

（楮根公民館）

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○被災時の被害波及の防止（第一次緊急輸送道路　国道52号）

## (2)整備内容

①整備内容　谷止工4基

②着手年月日　令和7年度

③完成見込年度　令和10年度

④総事業費　215百万円（国費　107.5百万円（1/2）　県費　107.5百万円（1/2））

⑤年度別の整備内容　令和7年度　谷止工1基　50百万円

令和8年度　谷止工1基　55百万円

令和9年度　谷止工1基　55百万円

令和10年度　谷止工1基　55百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 平成2年～平成3年　谷止工4基　70百万円

## (3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（499.568百万円）／費用（177.124百万円）＝ 2.82 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工4基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元南部町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク：a］

## (4)事業位置図等

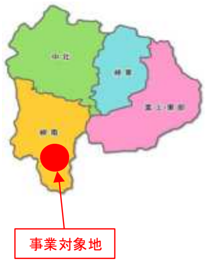


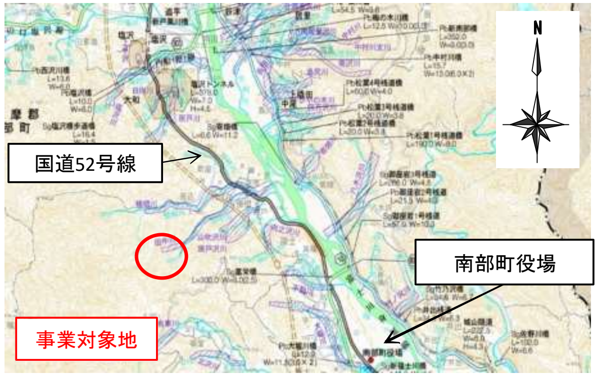

| 2．添付資料シート | 事業名　　治山事業［復旧治山事業（国補）］ | 事業箇所　南巨摩郡　南部町　楮根　地内 | 地区名　　楮根 |
|---|---|---|---|

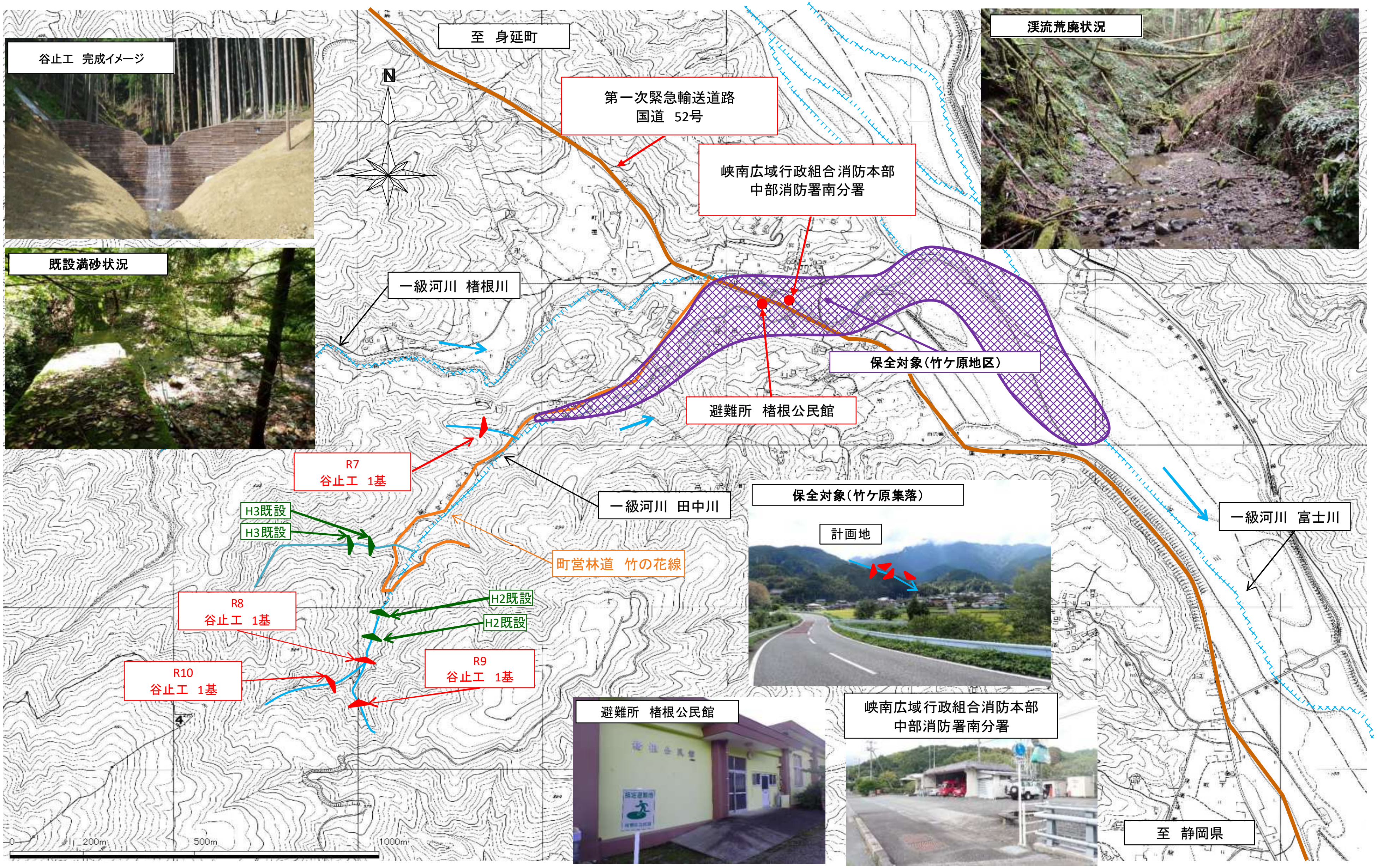

# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

## 1．事業説明シート

（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 南巨摩郡　富士川町　柳川地内 | 地区名 | 荒沢（あらさわ） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

### (1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、南巨摩郡富士川町柳川を流れる一級河川大柳川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や県道が含まれる防災上重要な流域である。

近年の台風等の影響により渓岸侵食が発生し、渓流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

保全対象　人家12戸、県道190m、町道420m

土砂整備率　（現況）41％＜70％　※

災害実績　無

重要公共施設　有　（避難所　五開体育館、五開地区公民館）

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

### (2)整備内容

①整備内容　谷止工3基

②着手年月日　令和7年度

③完成見込年度　令和9年度

④総事業費　170百万円（国費　85百万円（1/2）　県費　85百万円（1/2））

⑤年度別の整備内容

令和7年度　谷止工1基　60百万円

令和8年度　谷止工1基　60百万円

令和9年度　谷止工1基　50百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　昭和36年～昭和58年　谷止工9基　102百万円

### (3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（325.410百万円）／費用（143.286百万円）＝ 2.27 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元富士川町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク：a］

### (4)事業位置図等

| 2. 添付資料シート | 事業名　　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　南巨摩郡 富士川町 柳川地内 | 地区名　　荒沢 |
|---|---|---|---|

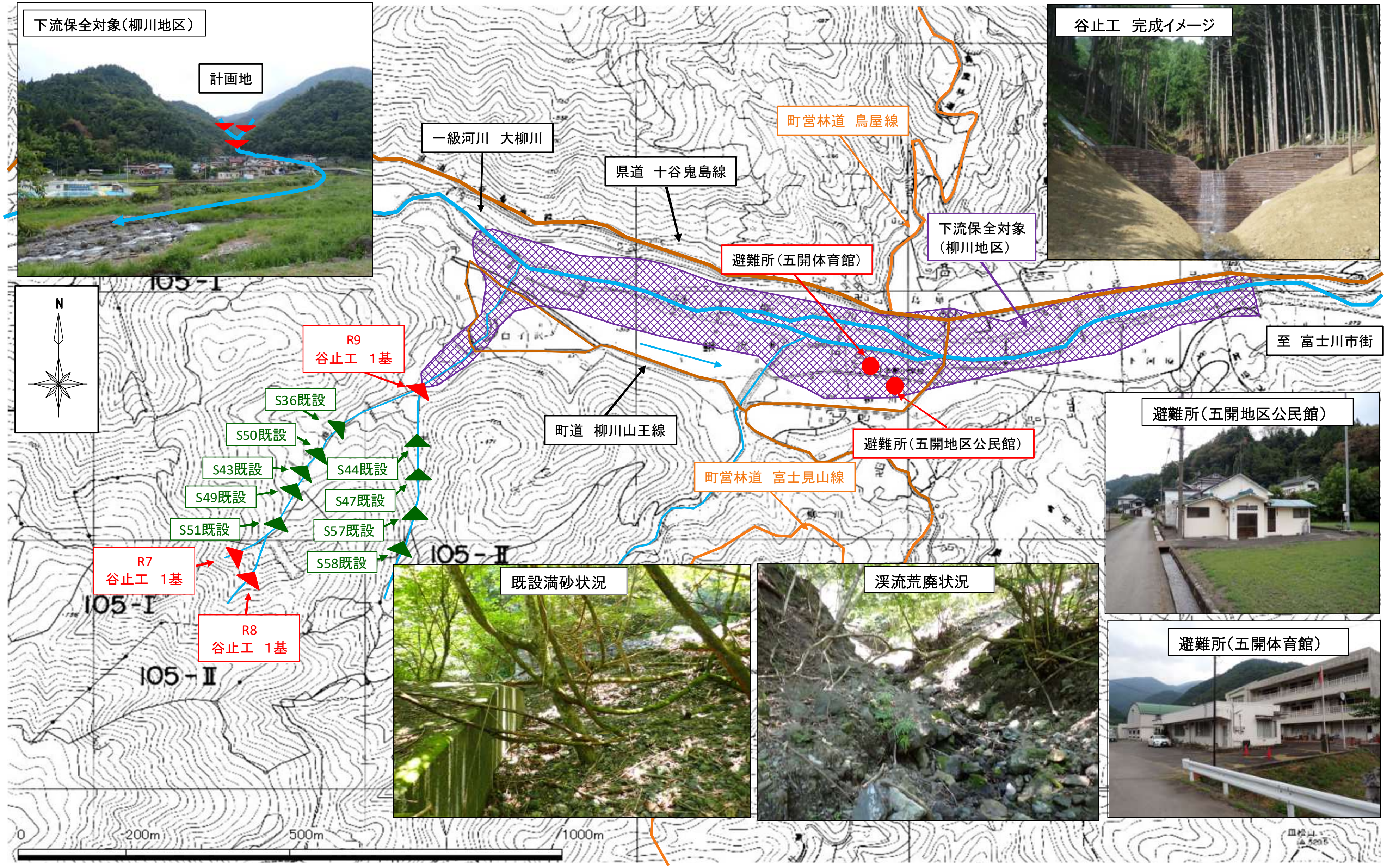

# 令和6年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

1．事業説明シート　　　　（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 南巨摩郡　富士川町　鬼島地内 | 地区名 | 鬼島(おにじま) | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、南巨摩郡富士川町鬼島を流れる一級河川富士川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている国道が含まれる防災上重要な流域である。
近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　　○土石流被害の防止

| | | |
|---|---|---|
| 保全対象 | 人家25戸、国道160m | |
| 土砂整備率 | (現況)50%＜70% | ※ |
| 災害実績 | 無 | |
| 重要公共施設 | 有 （第一次緊急輸送道路　国道52号） | |

（※評価基準値）

□副次目標　　○なし

□副次効果　　○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路　国道52号)

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工3基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和9年度 |
| ④総事業費 | 180百万円(国費　90百万円(1/2)　県費　90百万円(1/2)) |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　60百万円 |
| | 令和8年度　谷止工1基　60百万円 |
| | 令和9年度　谷止工1基　60百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　昭和35年～昭和53年　谷止工1基、床固工2基　　10.5百万円

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益(588.593百万円)／費用(151.368百万円)＝ 3.89＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元富士川町より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　　[貢献度ランク：a]

(4)事業位置図等

| 2. 添付資料シート | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)]　事業箇所　南巨摩郡 富士川町　鬼島　地内 | 地区名　鬼島 |
|---|---|---|

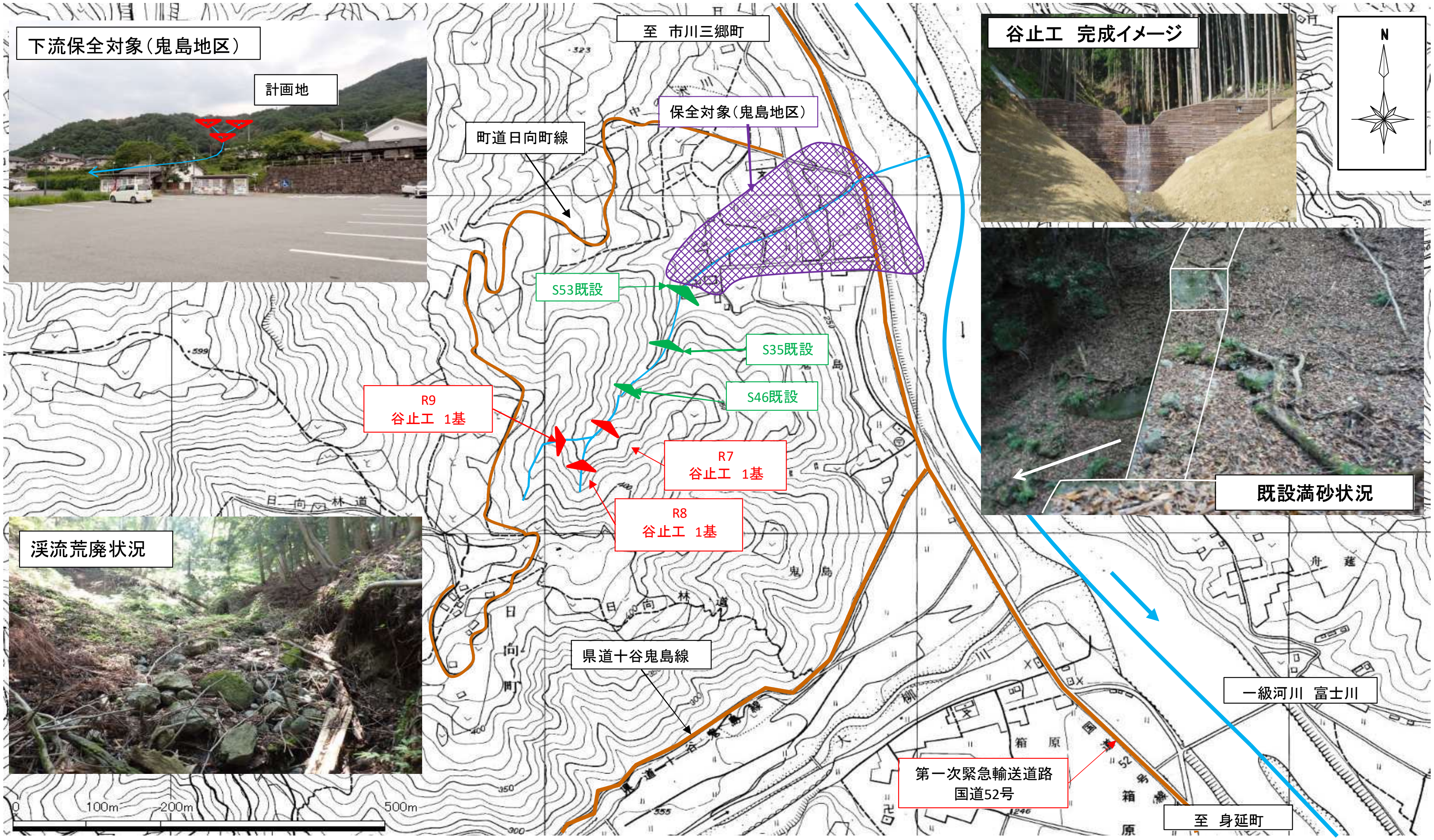

令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 都留市　朝日曽雌　地内 | 地区名 | 大旅川支流(おおたびがわしりゅう) | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、都留市朝日曽雌を流れる一級河川大旅川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道が含まれる防災上重要な流域である。

近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | | |
|---|---|---|
| 保全対象 | 人家9戸、県道300m | |
| 土砂整備率 | （現況）5%＜70%　※ | |
| 災害実績 | 無 | |
| 重要公共施設 | 有 | （第二次緊急輸送道路　県道四日市場上野原線） |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○被災時の被害波及の防止　（第二次緊急輸送道路　県道四日市場上野原線）

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工5基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和11年度 |
| ④総事業費 | 230百万円(国費　115百万円(1/2)　県費　115百万円(1/2)) |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　40百万円 |
| | 令和8年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和9年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和10年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和11年度　谷止工1基　40百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 昭和38年～平成13年　谷止工15基　190百万円

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） | ○ | |
| ③経済妥当性 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性 | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性 | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮 | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度 | ○ | |

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）

・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）

・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている

③経済妥当性

・費用便益比　便益（231,002百万円）／費用（186,142百万円）＝ 1.24 ＞ 1.0

④事業実施・規模の妥当性

・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工5基の計画とした

⑤整備手法の有効性

・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である

⑥環境負荷への配慮

・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている

⑦事業計画の熟度

・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている

**総合評価**　［貢献度ランク:a ］

(4)事業位置図等

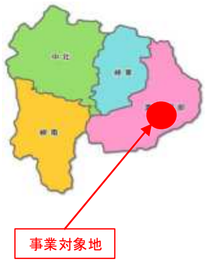


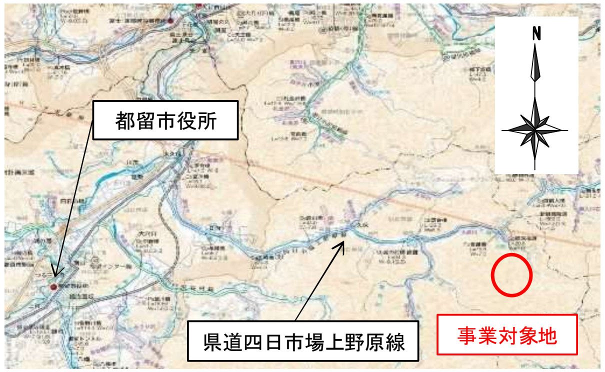

2. 添付資料シート

| 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　都留市　朝日曽雌　地内 | 地区名　大旅川支流 |
|---|---|---|

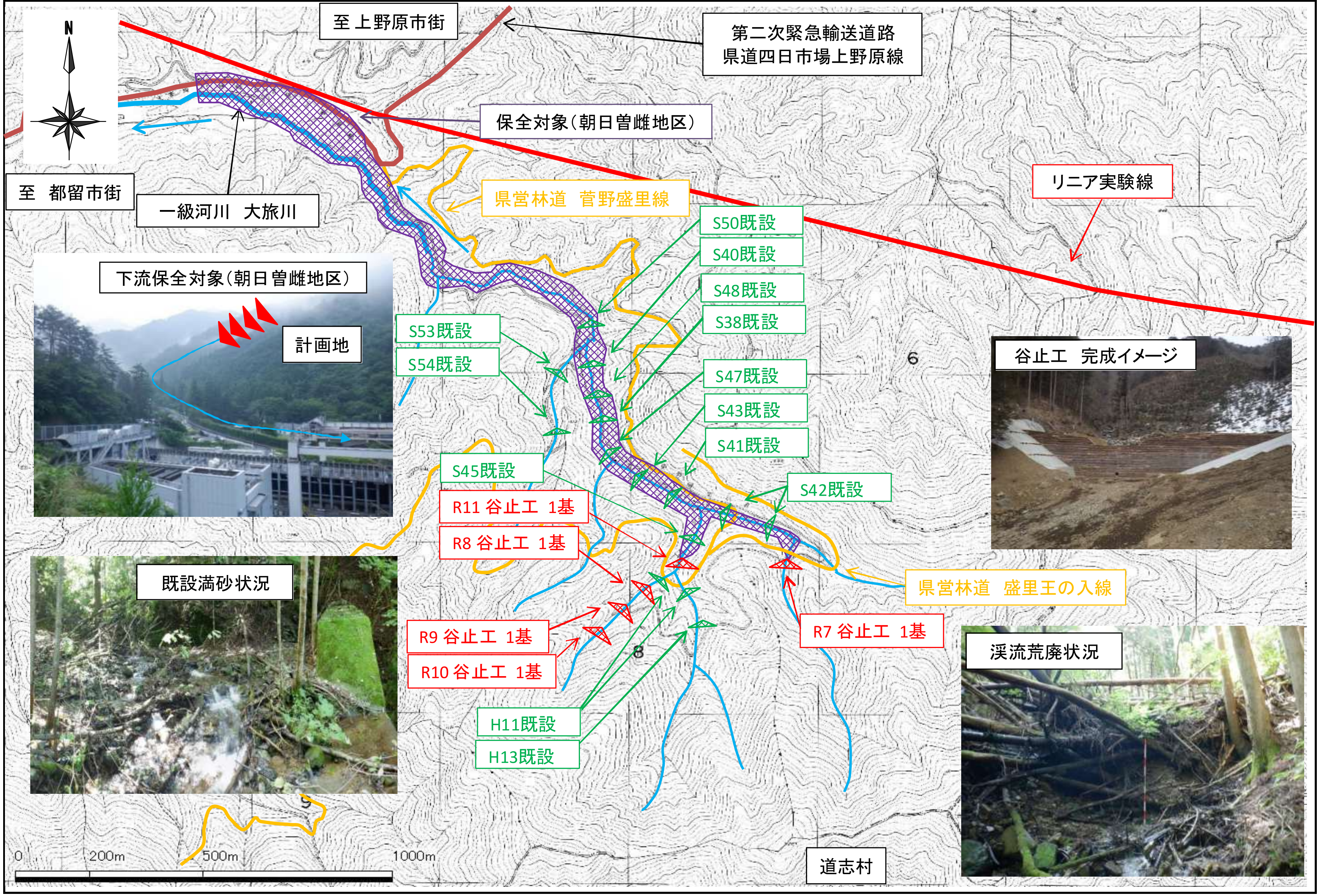

令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（circled）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 大月市　賑岡町　奥山地内 | 地区名 | 金山東沢支流(かねやまひがしさわしりゅう) | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、大月市賑岡町奥山地内を流れる一級河川浅利川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家や県道などが含まれる防災上重要な流域である。
近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家3戸、県道30m、林道380m |
| 土砂整備率 | （現況）6%＜70%　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 無 |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工2基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和8年度 |
| ④総事業費 | 120百万円（国費　60百万円（1/2）　県費　60百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　60百万円<br>令和8年度　谷止工1基　60百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 平成4年度　谷止工2基　62百万円

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（139.410百万円）／費用（102.877百万円）＝ 1.36 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元大月市より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク：b ］

（4）事業位置図等

| 2. 添付資料シート | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　大月市賑岡町奥山　地内 | 地区名　金山東沢支流 |
|---|---|---|---|

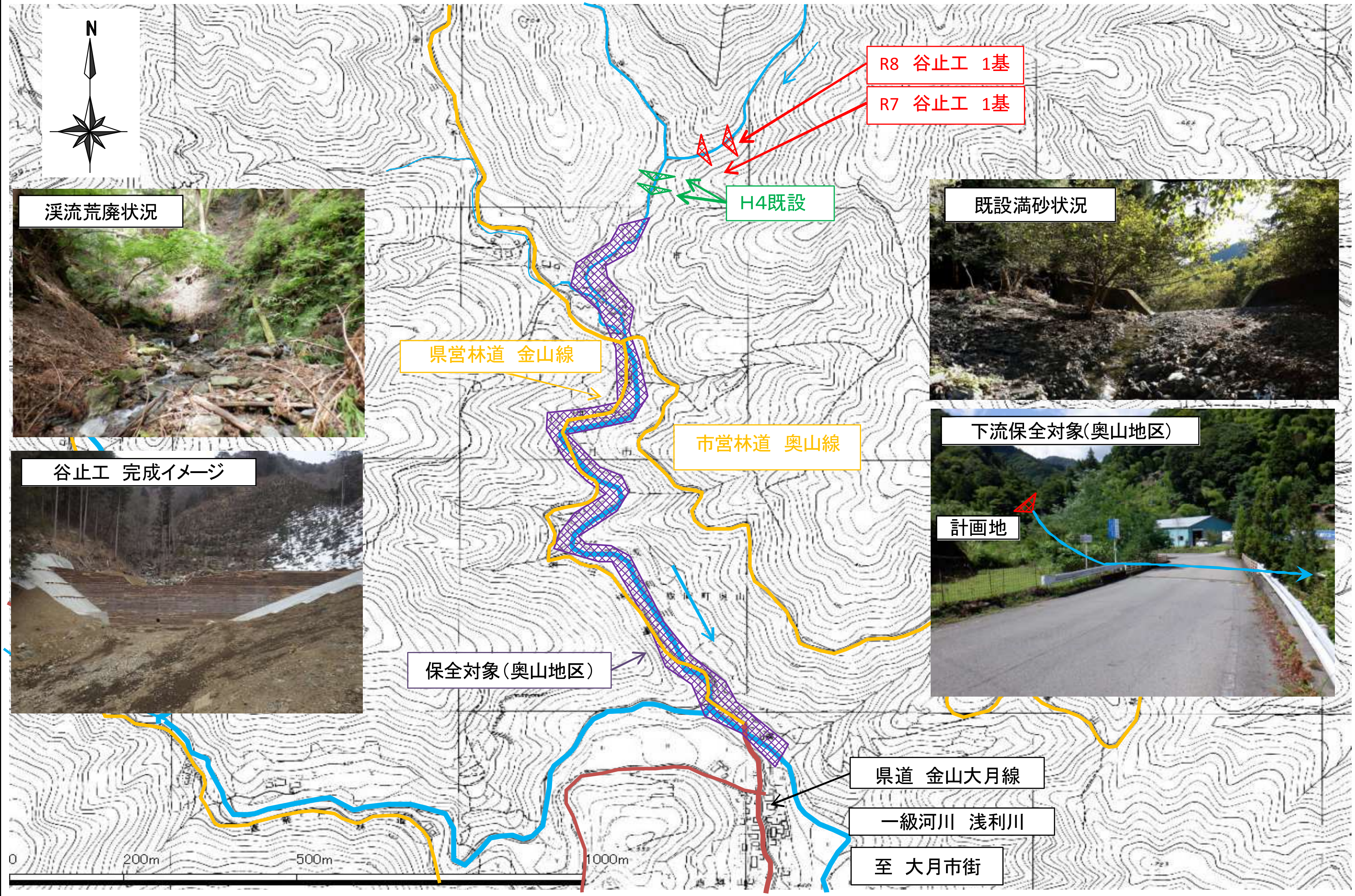

# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（○で囲まれている）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 大月市七保町　下和田　地内 | 地区名 | 寺原（てらはら） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

## (1)事業概要

①課題・背景

　本計画地は、大月市七保町下和田を流れる一級河川葛野川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家、県道が含まれる防災上重要な流域である。
　近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家14戸、県道100m |
| 土砂整備率 | （現況）36%＜70%　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 無 |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

## (3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） | ○ | |
| ③経済妥当性 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性 | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性 | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮 | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度 | ○ | |

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）
・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている

③経済妥当性
・費用便益比　便益（340,100百万円）／費用（120,024百万円）＝ 2.83 ＞ 1.0

④事業実施・規模の妥当性
・現地状況を勘案し、発生源である山腹工の整備と渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基と山腹工の計画とした

⑤整備手法の有効性
・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である

⑥環境負荷への配慮
・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている

⑦事業計画の熟度
・地元大月市より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている

**総合評価**　［貢献度ランク:b ］

## (2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工2基　山腹工0.15ha |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和8年度 |
| ④総事業費 | 140百万円（国費　70百万円（1/2）　県費　70百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　山腹工0.15ha　70百万円 |
| | 令和8年度　谷止工2基　70百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 昭和41年～平成22年　谷止工14基　山腹工A=0.23ha　231百万円

## (4)事業位置図等

2. 添付資料シート

| 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　大月市 七保町 下和田 地内 | 地区名　寺原 |
|---|---|---|

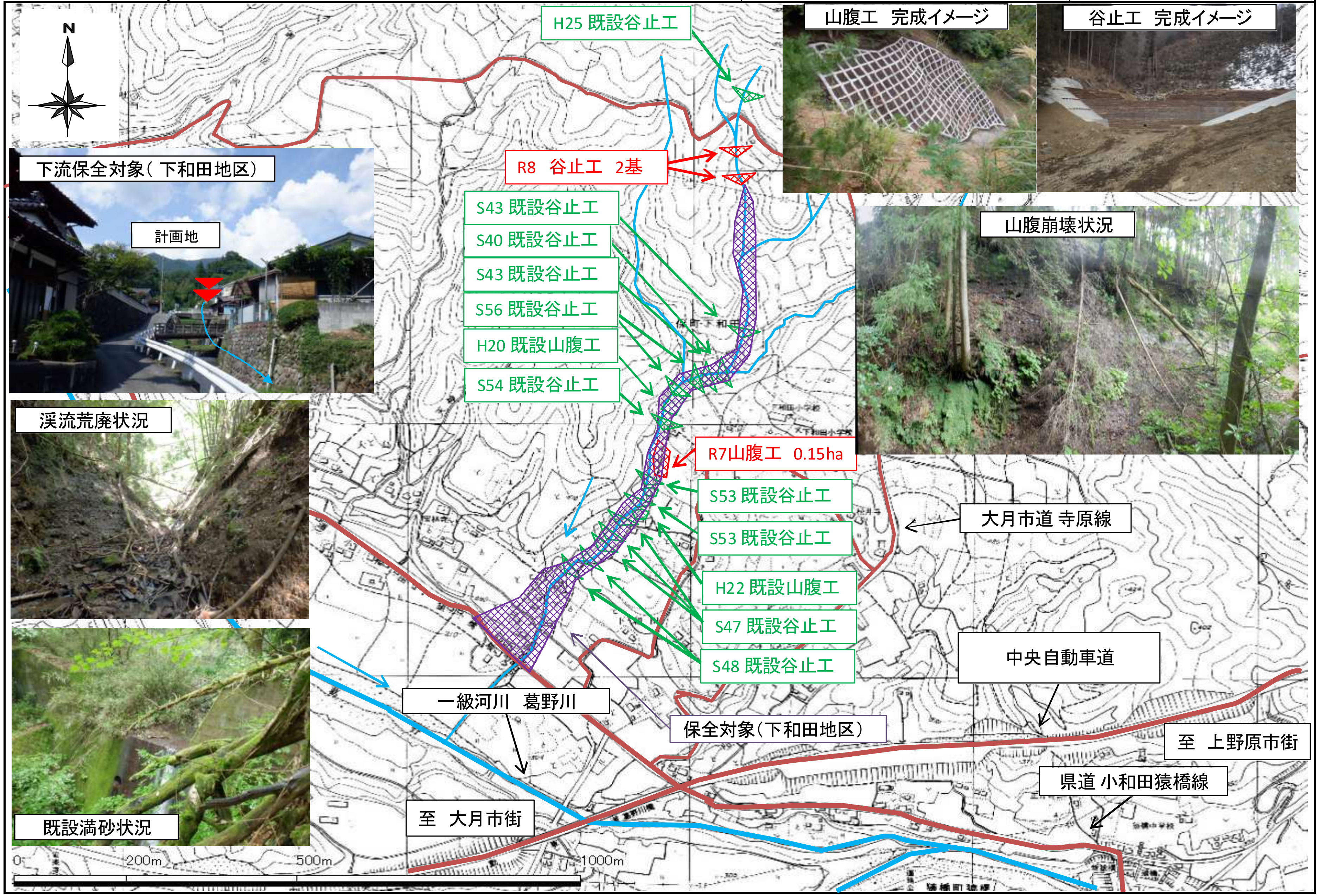

令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

1．事業説明シート

（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 上野原市　西原　地内 | 地区名 | 阿寺沢支流(あでらざわしりゅう) | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

　本計画地は、上野原市西原を流れる一級河川阿寺沢川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家、林道が含まれる防災上重要な流域である。
　近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家6戸、林道200m |
| 土砂整備率 | （現況）0%＜70%　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 無 |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

(3)事業の妥当性評価

| | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） | ○ | |
| ③経済妥当性 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性 | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性 | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮 | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度 | ○ | |

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）
・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている

③経済妥当性
・費用便益比　便益（144,376百万円）／費用（108,993百万円）＝ 1.32 ＞ 1.0

④事業実施・規模の妥当性
・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工3基の計画とした

⑤整備手法の有効性
・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である

⑥環境負荷への配慮
・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている

⑦事業計画の熟度
・地元上野原市より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている

**総合評価**　［貢献度ランク:b ］

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工3基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和9年度 |
| ④総事業費 | 130百万円（国費　65百万円（1/2）　県費　65百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　40百万円 |
| | 令和8年度　谷止工1基　40百万円 |
| | 令和9年度　谷止工1基　50百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　なし

（4）事業位置図等

2. 添付資料シート

| 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所 上野原市　西原　地内 | 地区名　阿寺沢支流 |
|---|---|---|

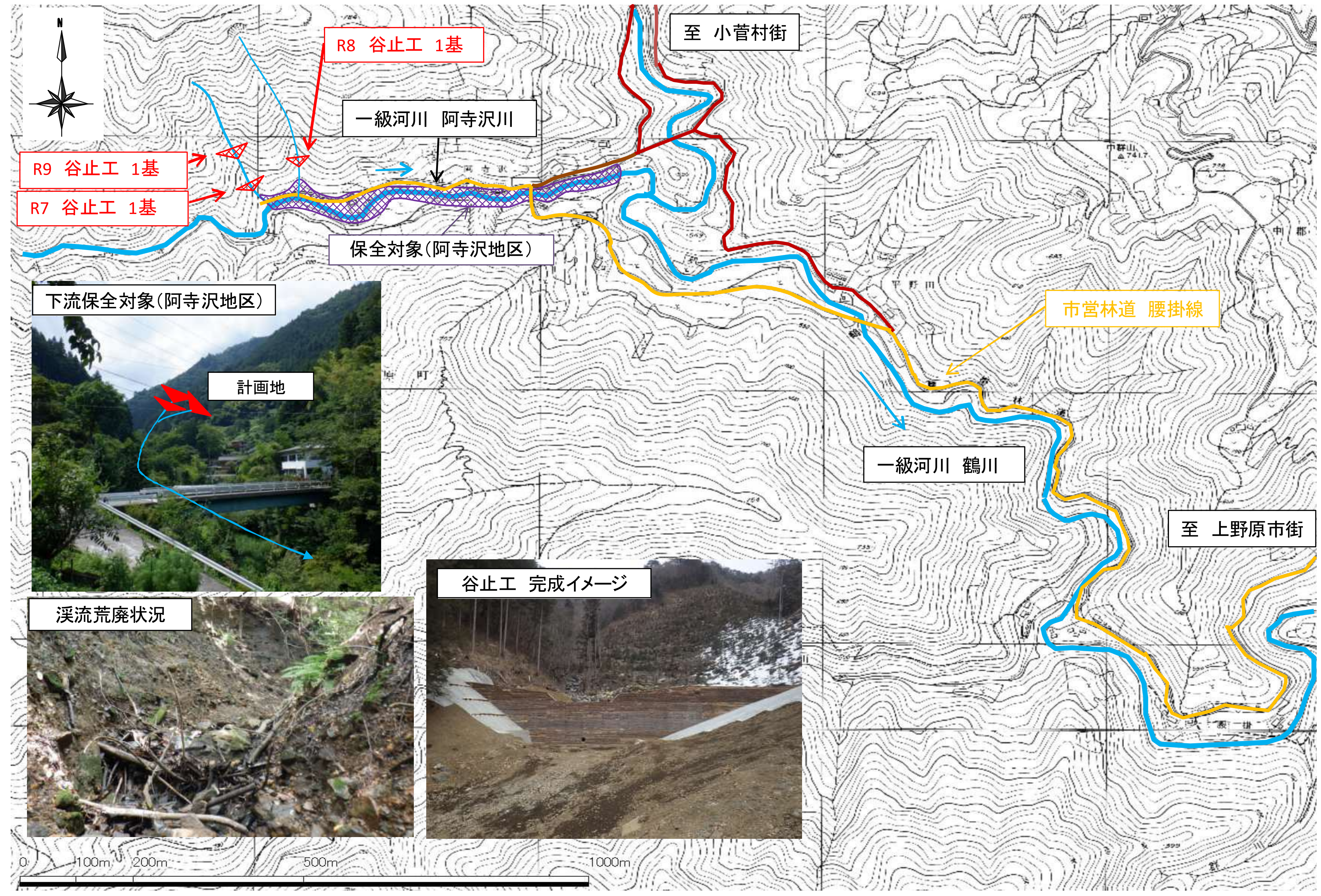

令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（○で囲まれている）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 上野原市　秋山　地内 | 地区名 | 押出河原川（おしだしがわらがわ） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、上野原市秋山を流れる一級河川安寺沢川の支流に位置する渓流で、保全対象には人家、市道が含まれる防災上重要な流域である。
近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家8戸、市道520m |
| 土砂整備率 | （現況）4%＜70%　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 無 |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工4基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和10年度 |
| ④総事業費 | 200百万円（国費　100百万円（1/2）　県費　100百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和8年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和9年度　谷止工1基　50百万円 |
| | 令和10年度　谷止工1基　50百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 なし

(3)事業の妥当性評価

| | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（238,910百万円）／費用（164,997百万円）＝ 1.45 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工4基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元上野原市より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク:b ］

(4)事業位置図等

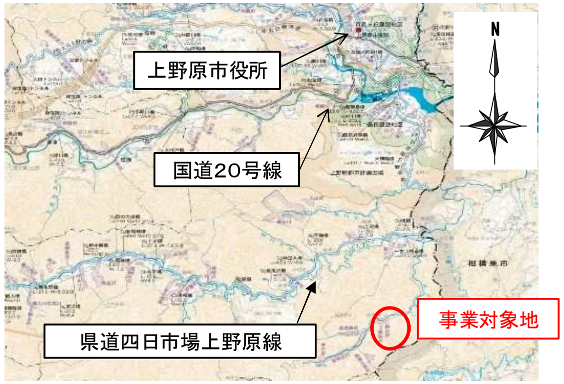

| 添付資料 | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　上野原市　秋山　地内 | 地区名　押出河原川 |
|---|---|---|---|

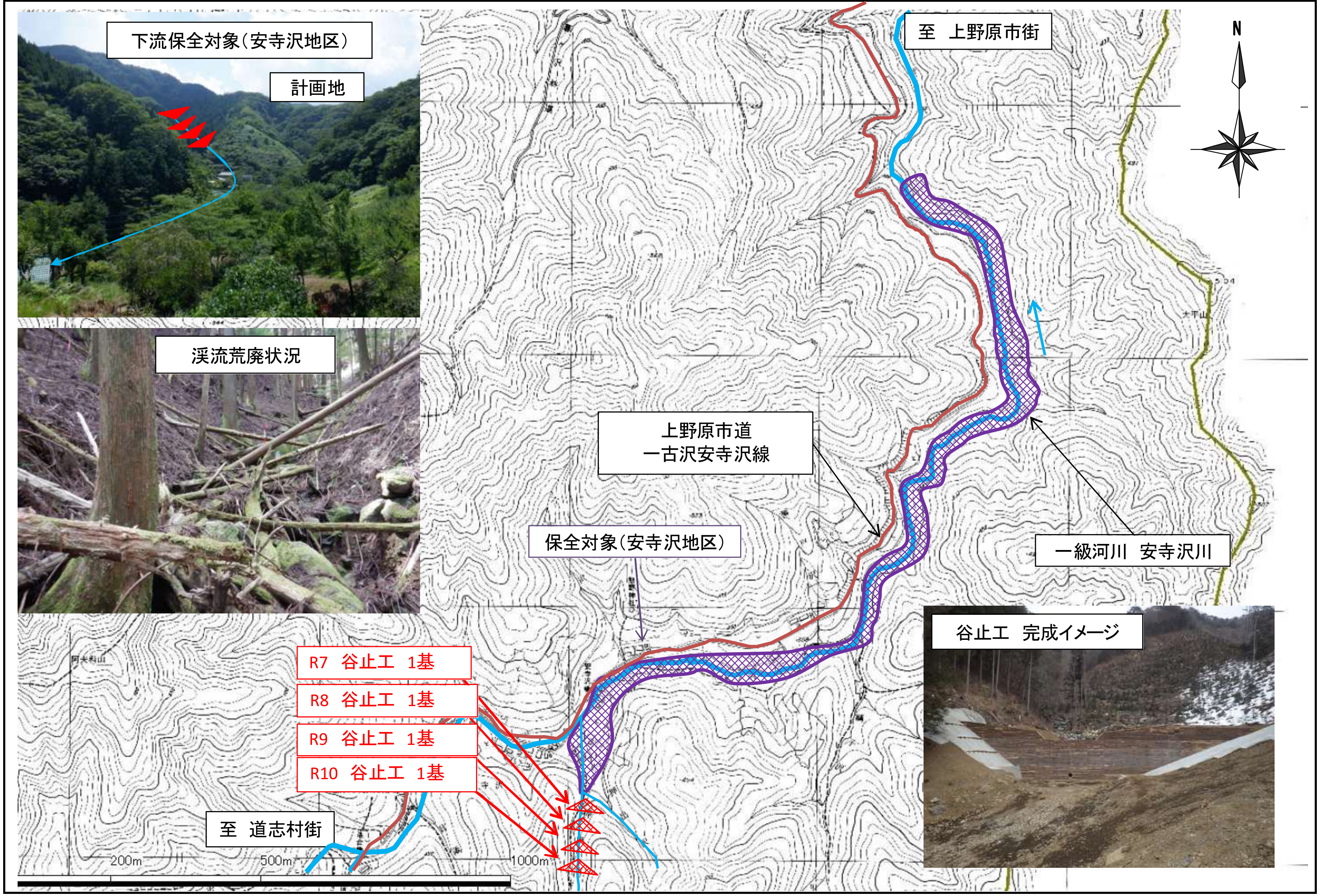

# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート　　　　（区分）　国補（circled）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 南都留郡　西桂町　下暮地地内 | 地区名 | 大沢（おおさわ） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、南都留郡西桂町下暮地を流れる一級河川柄杓流川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家、町道が含まれる防災上重要な流域である。
近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家9戸、町道780m |
| 土砂整備率 | （現況）15％＜70％　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 無 |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（250.158百万円）／費用（118.395百万円）＝ 2.11 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、嵩上工1基、谷止工2基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・計画地は県有林であり、保安林は指定済、土地使用の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク：b］

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 嵩上工1基、谷止工2基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和9年度 |
| ④総事業費 | 140百万円（国費　70百万円（5/10）　県費　70百万円（5/10）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　嵩上工　1基　60百万円 |
| | 令和8年度　谷止工　1基　40百万円 |
| | 令和9年度　谷止工　1基　40百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　昭和49年～平成13年　床固工1基、谷止工5基　114百万円

（4）事業位置図等

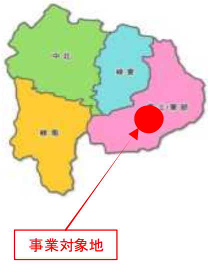


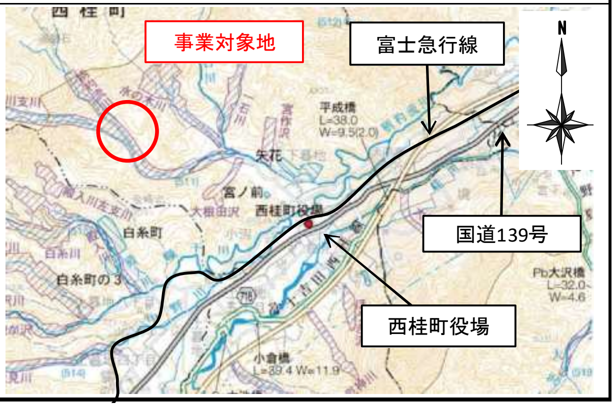

| 2．添付資料シート | 事業名　治山事業［復旧治山事業(国補)］ | 事業箇所　南都留郡西桂町下暮地地内 | 地区名　大沢 |
|---|---|---|---|

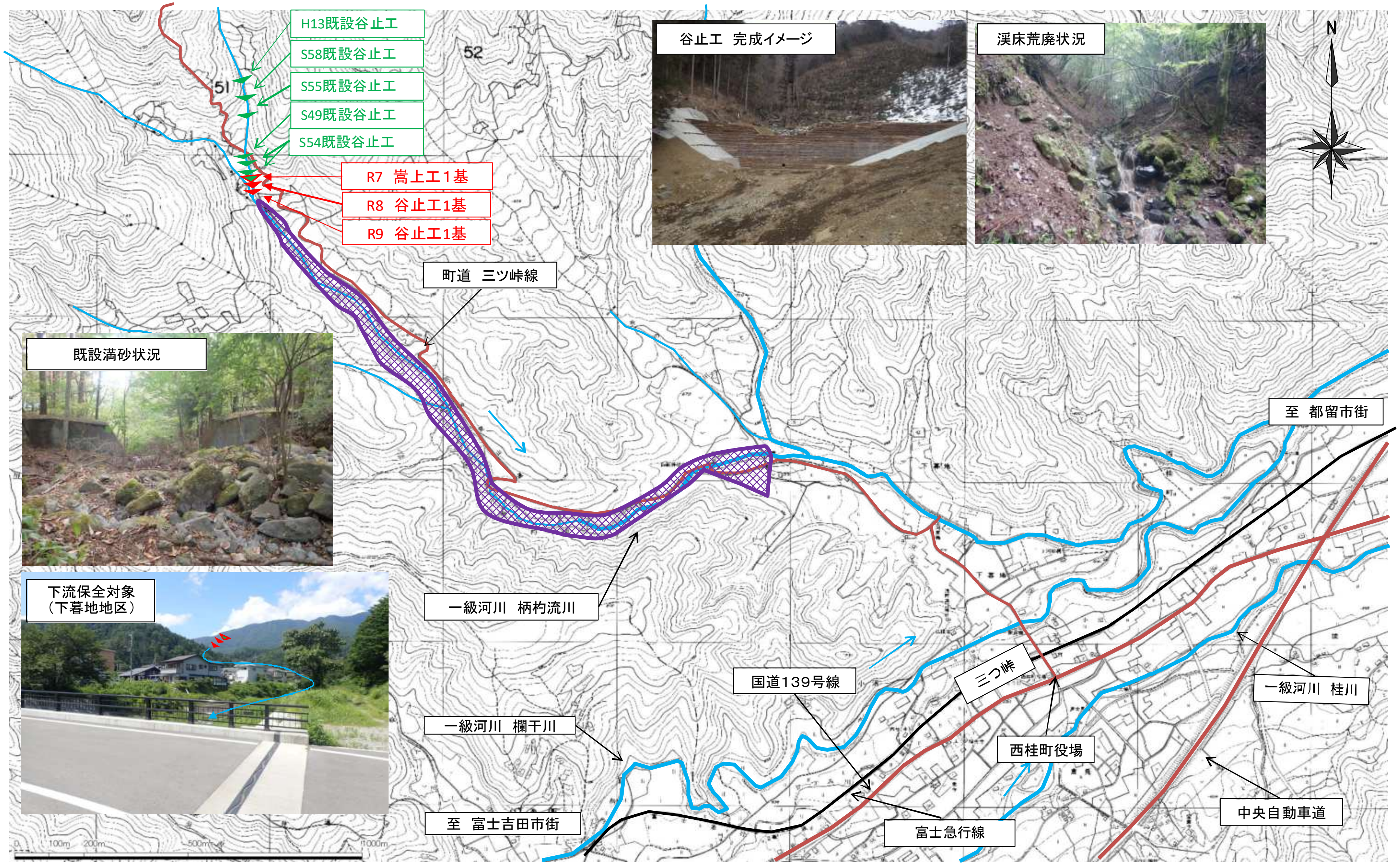

# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

1．事業説明シート　　　　　　　　（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 北都留郡　小菅村　地内 | 地区名 | 釜土沢（かまつちさわ） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

　本計画地は、北都留郡小菅村を流れる一級河川白沢川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。
　近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | |
|---|---|
| 保全対象 | 人家2戸、県道350m、村道120m、林道70m |
| 土砂整備率 | （現況）0%＜70%　※ |
| 災害実績 | 無 |
| 重要公共施設 | 有　（第二次緊急輸送道路　県道上野原丹波山線） |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○被災時の被害波及の防止　（第二次緊急輸送道路　県道上野原丹波山線）

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工2基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和8年度 |
| ④総事業費 | 100百万円（国費　50百万円（1/2）　県費　50百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　50百万円<br>令和8年度　谷止工1基　50百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費 なし

(3)事業の妥当性評価

| | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（154.459百万円）／費用（85.733百万円）＝ 1.80 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工2基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元小菅村より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク:a ］

(4)事業位置図等

| 2. 添付資料シート | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　北都留郡　小菅村　　地内 | 地区名　釜土沢 |
| --- | --- | --- | --- |

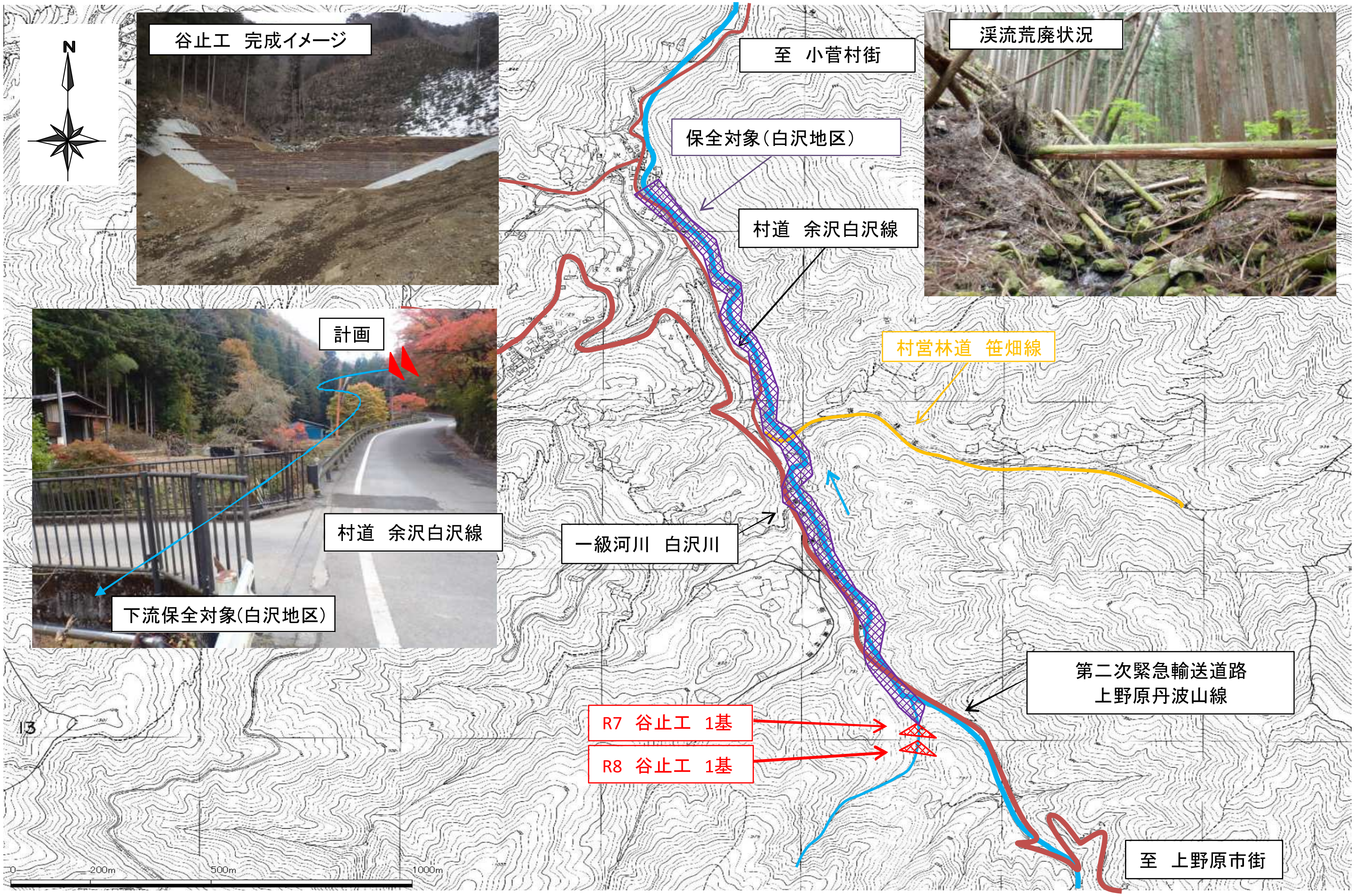

令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（○）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 北都留郡　小菅村　地内 | 地区名 | 今川（いまがわ） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、北都留郡小菅村を流れる一級河川宮川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道などが含まれる防災上重要な流域である。

近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

保全対象　人家9戸、駐在所1箇所、県道600m

土砂整備率　（現況）2%＜70%　※

災害実績　無

重要公共施設　有　（第二次緊急輸送道路　県道上野原丹波山線）（駐在所1箇所）

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○被災時の被害波及の防止　（第二次緊急輸送道路　県道上野原丹波山線）

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（275.193百万円）／費用（181.495百万円）= 1.52 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工4基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元小菅村より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク：a ］

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工4基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和10年度 |
| ④総事業費 | 220百万円（国費　110百万円（1/2）　県費　110百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　55百万円<br>令和8年度　谷止工1基　55百万円<br>令和9年度　谷止工1基　55百万円<br>令和10年度　谷止工1基　55百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　昭和47～51年度　谷止工2基　20百万円

（4）事業位置図等

| 2. 添付資料シート | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　北都留郡　小菅村　　地内 | 地区名　今川 |
|---|---|---|---|

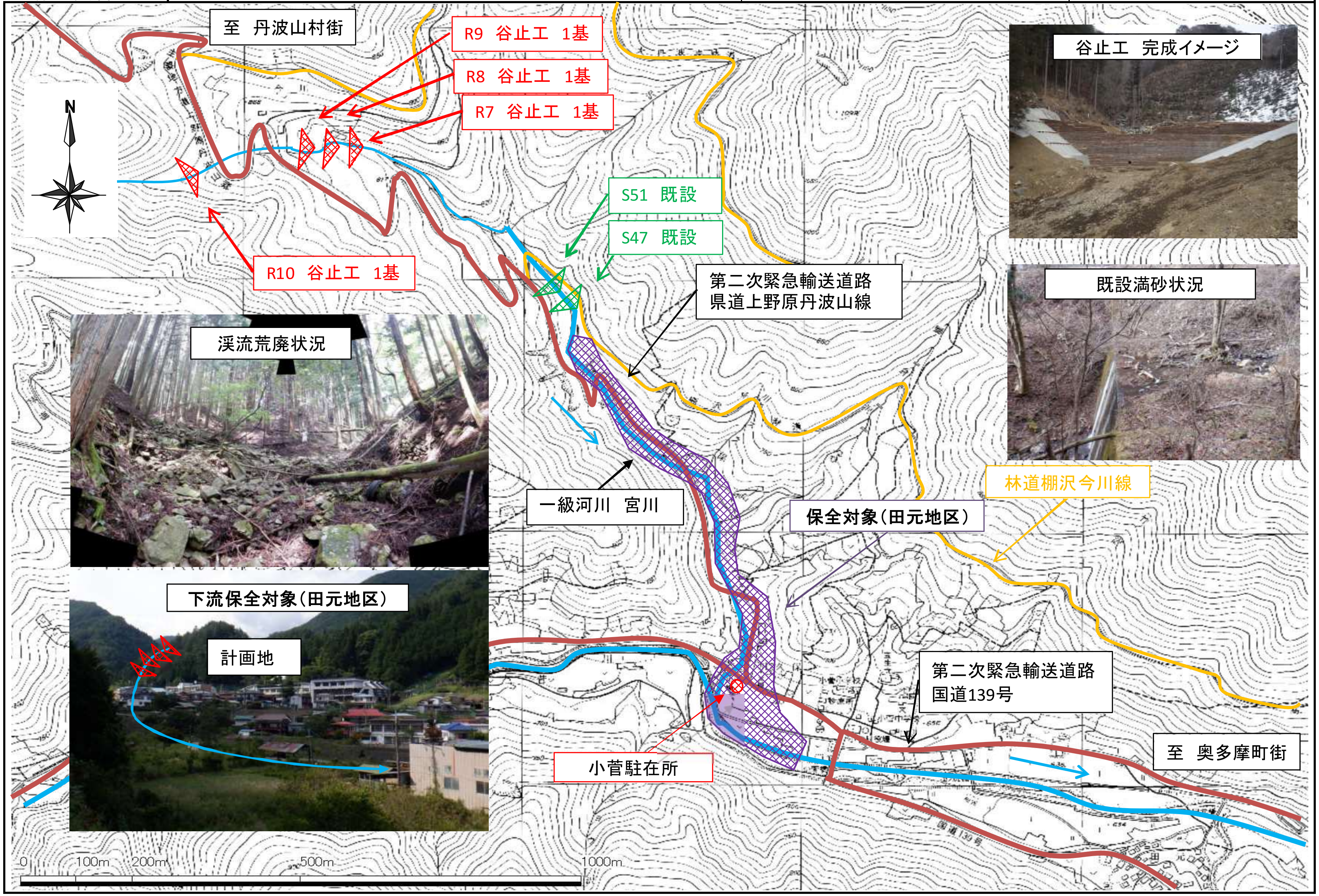

# 令和6年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補（丸で囲まれている）　県単

| 事業名 | 復旧治山事業 | 事業箇所 | 北都留郡　小菅村　地内 | 地区名 | 笹畑（ささばた） | 事業主体 | 山梨県 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

(1)事業概要

①課題・背景

本計画地は、北都留郡小菅村を流れる一級河川白沢川の上流に位置する渓流で、保全対象には人家や村道などが含まれる防災上重要な流域である。
近年の台風等の影響により渓流侵食が発生し、渓流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

| | | |
|---|---|---|
| 保全対象 | 人家6戸、村道360m、林道250m | |
| 土砂整備率 | （現況）4%＜70%　※ | |
| 災害実績 | 無 | |
| 重要公共施設 | 無 | |

（※評価基準値）

□副次目標　○なし

□副次効果　○なし

(2)整備内容

| | |
|---|---|
| ①整備内容 | 谷止工1基、嵩上工1基 |
| ②着手年月日 | 令和7年度 |
| ③完成見込年度 | 令和8年度 |
| ④総事業費 | 100百万円（国費　50百万円（1/2）　県費　50百万円（1/2）） |
| ⑤年度別の整備内容 | 令和7年度　谷止工1基　60百万円 |
| | 令和8年度　嵩上工1基　40百万円 |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費　平成9～17年　谷止工2基、山腹工0.19ha　143百万円

(3)事業の妥当性評価

| 項目 | 妥当 | 妥当でない |
|---|---|---|
| ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）<br>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 | ○ | |
| ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）<br>・森林法第41条第3項の規定により、都道府県知事が行うものと規定されている | ○ | |
| ③経済妥当性<br>・費用便益比　便益（171.054百万円）／費用（86.068百万円）＝ 1.99 ＞ 1.0 | ○ | |
| ④事業実施・規模の妥当性<br>・現地状況を勘案し、渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るため、谷止工１基と嵩上工１基の計画とした | ○ | |
| ⑤整備手法の有効性<br>・保安林の指定目的を達成するために荒廃渓流を整備するもので、事業効果、コスト、計画期間の観点から最も有効な手法である | ○ | |
| ⑥環境負荷への配慮<br>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境負荷の低減を考慮した計画となっている | ○ | |
| ⑦事業計画の熟度<br>・地元小菅村より強い要望を受け計画しており、地域及び土地所有者の同意は得られている | ○ | |

**総合評価**　［貢献度ランク:b ］

(4)事業位置図等
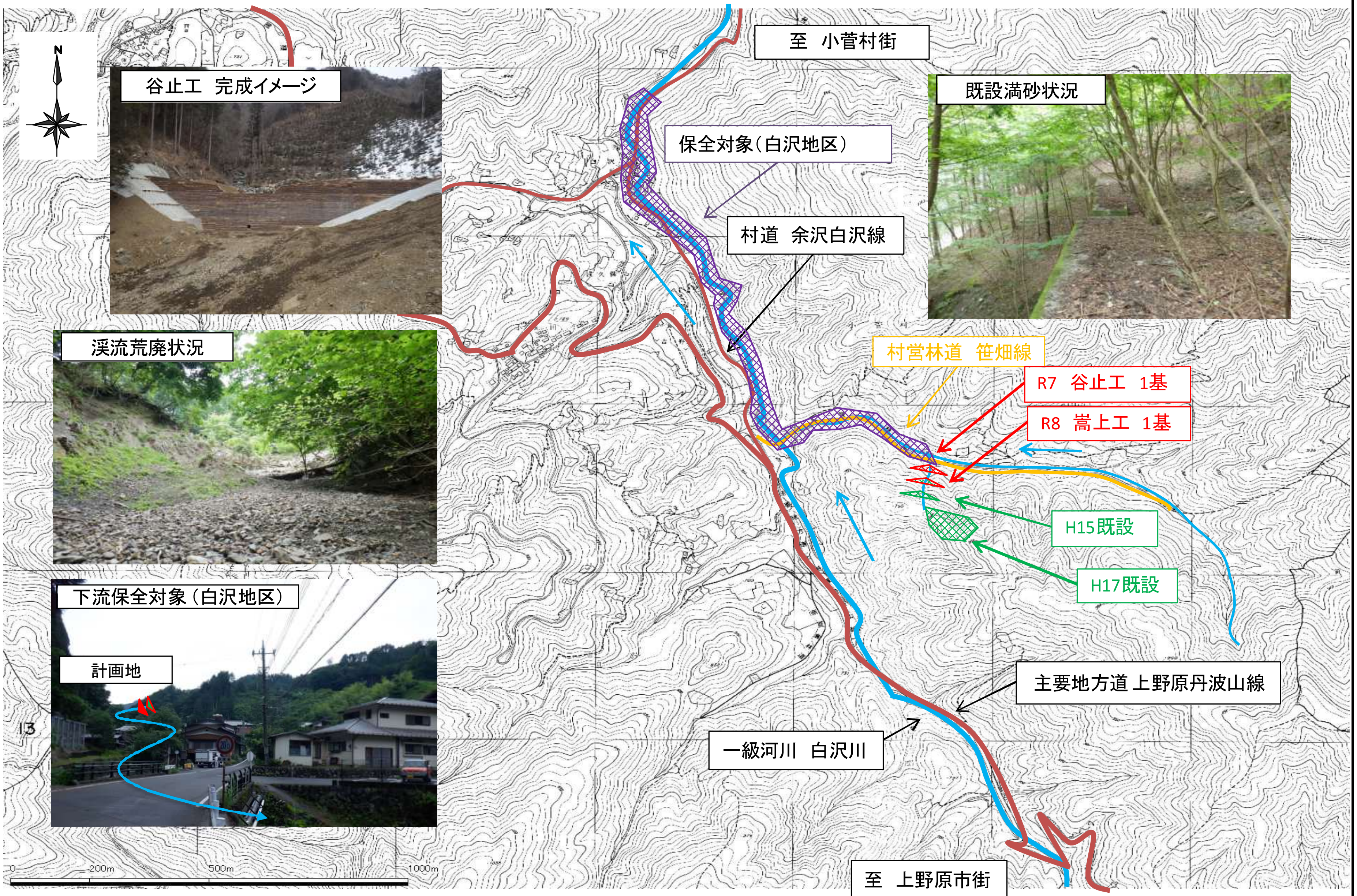
| 2. 添付資料シート | 事業名　治山事業[復旧治山事業(国補)] | 事業箇所　北都留郡　小菅村　地内 | 地区名　笹畑 |
|---|---|---|---|